

大分市公告 第252号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和7年6月5日

大分市長 足立 信也

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 件 名 | 自動販売機設置事業者の決定 |
| (2) 履 行 場 所 | 募集要項のとおり |
| (3) 履 行 期 間 | 募集要項のとおり |
| (4) 概 要 | 募集要項のとおり |
| (5) 最低制限価格 | なし |

2 競争参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 地域要件
個人の場合は大分市に住所を、法人の場合は大分市内に本店又は支店・営業所を有していること。
- (3) 過去2年間において、自動販売機設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有していること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

- ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
なお、大分市暴力団排除条例（平成２３年９月２８日条例第１９号）に基づき、
資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する。

（５）市税の滞納がないこと。

３ 入札手続等

（１） 契約担当課

郵便番号 ８７０－８５０４
住 所 大分市荷揚町２番３１号
名 称 大分市財務部管財課
電話番号 ０９７－５３７－５６０８

（２） 本公告内容の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和７年６月５日から令和７年６月２０日までの土曜日、日曜日を除く午前８
時３０分から午後５時１５分まで

② 交付場所及び方法

インターネット（大分市役所ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp/>）
によるほか、管財課においても交付する。

（３） 募集要項等の閲覧期間、場所及び方法

① 閲覧期間

３の（２）の①に同じ。

② 閲覧場所及び方法

３の（２）の②に同じ。

（４） 募集要項等の質疑応答

① 募集要項等に質問がある場合には、次のとおり書面で持参すること。

ア 提出期間

令和７年６月５日から令和７年６月１２日までの土曜日、日曜日を除く午前
８時３０分から午後５時１５分まで

イ 提出場所

住 所 大分市荷揚町２番３１号
名 称 大分市財務部管財課財産管理担当班

② ①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和７年６月１６日から令和７年６月２０日までの土曜日、日曜日を除く午
前８時３０分から午後５時１５分まで

イ 閲覧場所

3の(2)の②に同じ。

4 現地説明会 実施しない

5 入札保証金

- (1) 入札参加者は、各自が見積もる入札金額（月額貸付料）に消費税及び地方消費税相当額を加え、契約月数を乗じた金額（入札金額×1.1×契約月数）の100分の5以上の入札保証金を、現金又は銀行振り込み小切手で入札当日に納めなければならない。

なお、貸付種別が「建物」の入札物件にあつては、入札金額（月額貸付料）に消費税相当額を加算するが、貸付種別が「土地」の入札物件にあつては、消費税相当額を加算しない。

【銀行振り込み小切手について】

- ① 支払地が大分市内であること。
- ② 大分手形交換所の交換参加店が支払人であること。
- ③ 振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ④ 持参人払式小切手であること。
- ⑤ 線引き小切手であること。
- ⑥ 振出日から5日以内であること。
- ⑦ 振出手数料（発行手数料）は入札参加者の負担とする。
- ⑧ 取立手数料が必要となる場合は、入札参加者の負担とする。

(2) 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の者の入札保証金は、落札決定後、直ちに入札者に返還する。
- ② 落札者は、納付した入札保証金の全部又は一部を契約保証金に振り替えることができる。
- ③ 落札者が契約締結を行わないとき、入札保証金は返還しない。

(3) 入札保証金の免除

入札参加者が大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けている場合は、大分市契約事務規則第24条第3項第2号に基づき入札保証金を免除する。

6 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年7月3日（木）午後1時30分～
- (2) 場 所 大分市役所9階 第1入札室
- (3) 入札方法等 入札場所に入札書を持参することとし、郵送または電送による

入札は認めない。

(4) 再度入札 1回とする。

(5) その他

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税相当額の加算対象物件については100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を、消費税相当額の加算対象外物件については、入札書に記載の金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、消費税相当額の加算対象物件については110分の100に相当する金額を、消費税相当額の加算対象外物件については、100分の100に相当する額の合計金額を入札書に記載すること。
- ② 入札者が代理人の場合は、当日入札グループごとの委任状を持参すること。

7 競争入札参加申込書・誓約書及び競争参加資格確認資料の提出及び落札者の決定等

- (1) 入札への参加を希望する者は、競争参加資格を確認するため競争入札参加申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）、誓約書（第2号様式）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）を令和7年6月20日までに提出しなければならない。
- (2) 申込書、誓約書及び資料を提出しない者又は契約担当者が競争参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。
- (3) 開札後は、最高価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し、入札を終了する。
- (4) 開札後、落札候補者の申請書等について審査し、最高価格入札者が競争参加資格を有していることを確認した場合には、最高価格入札者を落札者とし、競争参加資格を有していないことを確認した場合には、予定価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最高の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が競争参加資格を有していない者が行った入札については、これを無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合には、速やかに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を公表する。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、7の通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がない

と認めた理由についての説明を書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。なお、郵送または電送によるものは、受け付けない。

- (2) (1) の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日（土曜日、日曜日を除く。）以内に、書面により回答する。
- (3) (1) の書面の提出場所は、契約担当課とする。

9 契約保証金

- (1) 落札者は、契約を締結するにあたり、大分市契約事務規則第6条に定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、大分市が発行する納付書により納付しなければならない。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 貸付期間が満了したとき又は大分市が契約を解除したとき、設置事業者が原状回復義務等契約に定める全ての義務を履行し、大分市に損害がない場合は、設置事業者の請求により契約保証金を事業者に返還する。ただし、貸付料の未払い、損害賠償その他設置事業者が大分市に対して負担する義務が残存する場合には、契約保証金を当該債務の額に充当したうえで、その残余の額を返還する。
- (5) 契約保証金を(4)に掲げる債務に充当した場合において、なお、大分市に損害があるときは、大分市は、当該損害の額についてさらに損害賠償を請求することができるものとする。
- (6) 落札者が、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除することができるものとする。
 - ① 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加資格の認定を受けており、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- ① 入札者として資格のない者のした入札
- ② 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- ③ 同一グループの入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- ④ 入札金額を訂正した入札

- ⑤ 入札金額、住所、氏名、押印その他入札用件を認定しがたい入札
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

1 1 支払条件 前払金 無

1 2 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、大分市物品等供給契約に係る一般競争入札実施要領（平成20年6月1日施行）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及び大分市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - ア 指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合
 - イ 排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合
 - ウ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 契約担当者は落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約についての議会の議決）までの間に落札者が、（3）のアからウのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は、落札決定の取消し又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) その他不明な点は、契約担当課に照会のこと。